

# くらしの法律救急箱



## 第75回 成年年齢の引下げ

令和4年4月1日から、成年年齢が、現行の20歳から18歳に引き下げられます。

日本での成年年齢は民法において定められており、この日に施行される民法改正法によって、条文が「年齢十八歳をもって、成年とする」(第4条)と変わります。既に18歳に達している方々は、同日から成人として扱われます。これによって、どのような社会変化が起こるでしょうか。

### 1 未成年と成年の違い

未成年者は父母の親権に服し、原則として、単独では契約などの法律行為をすることができません。裏を返せば、成年年齢は「一人で(自分の判断で)契約ができる年齢」であり、「父母の親権に服さなくなる年齢」といえます。

### 2 単独で法律行為ができることのメリット

現在は、高校を卒業する年齢になっても、親権者の同意なく契約を結ぶことができません。例えば、携帯電話の契約、部屋を借りる契約、バイクをローンで購入する場合など、その都度親権者の同意とそれを示すための「同意書」などが求められることとなります。また、親権に服していますから、就職先や進学先を決

める場面でも親権者の意見に左右されます。したがって、親との対立がある場合は自立が阻まれると言われています。

しかし、成年年齢引下げ後は、高校卒業時点では成年に達していますから、親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができ、住む場所も自由に決められるようになるわけです。

また、成年年齢の引下げと同時に、女性が結婚できる最低年齢も16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上(＝成年に達してから)となりますので、婚姻のための父母の同意は不要となります。

### 3 成年年齢引下げ後に発生するリスク

民法が、未成年者が契約するに際して親権者の同意を必要としているのは、未成年者を保護するためです。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」によって、その契約を取り消し、契約がなかった状態にすることができます。つまり、この未成年者取消権は、未成年者を消費者被害から守るために大きな役割を果たしています。

しかし、成年年齢引下げ後は、18歳以上の人が自分の判断で契約を結んだ場合、当然ながら、未成年者取



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶ自由が与えられる一方で、その契約に対して責任を負わなければなりません。

ただ、契約の内容は様々であり、社会経験や知識がないまま、安易に契約を結んでトラブルに巻き込まれることが危惧されます。あえて未熟な成年を狙う、悪質な業者が出現する可能性もありますので、注意が必要でしょう。

### 4 クーリング・オフの知識がいつそう重要になる

一旦成立した契約は、原則として一方的に解除することはできず、契約に拘束されます。

しかし、キャッチセールスなどの不意打ち性の高い取引類型、エステティックサービスなど長期で高額の取引になりがちな取引類型は、冷静に判断できないまま契約してしまうことがあります。また、マルチ商法（連鎖販売取引）は一般に複雑な内容となっていますが、その仕組みを理解できないまま契約をしてしまうこともあります。そのため、特定商取引法は、消費者が頭を冷やして考える期間を与えており、その一定の期間内であれば、無条件で契約が解除できる制度を設けています。これをクーリング・オフといいます（通信販売（ネット購入）にはクーリング・オフの適用は

なく、「返品特約」に従います。）。

また、保険契約、金融商品、宅地建物の契約等でも、クーリング・オフができる取引があります。

契約を結ぶ際は慎重であるべきですが、安易に契約してしまった場合や契約に関して困りごとが起こった場合の対処方法と相談先を知っておくことも、若年者がトラブルを避ける術として重要になるでしょう。

### 5 成年年齢引下げによっても変わらなうこと

成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこ、公営競技（競馬や競輪等）に関する年齢制限は変更されず、20歳のままです。

健康被害やギャンブル依存症への懸念から、従来の年齢を維持することとされています。

### 6 成人式への影響は？

成人式の時期や在り方に関しては法律による決まりがなく、自治体の判断で実施されています。成年年齢が18歳に引き下げられた後、その時点で18〜19歳の方にどのように対応するのがまず問題となりますが、それが解消された後も、現在のように1月に成人式を行う運用は、大学受験との兼ね合いもあり難しいかも知れませんね。